

新旧対照表

○木曾地域公共交通活性化協議会規約

改正後	現 行
<p>木曾地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(組織及び役員)</p> <p>第3条 協議会は、法第6条第2項各号に掲げる区分に応じ、別表1に定める構成団体の委員及び別表2に定める委員をもって組織する。</p> <p>2 協議会に会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>3 会長は、<u>木曾広域連合長である地方公共団体(主宰者)の委員</u>をもって充てる。</p> <p>4 副会長は、<u>木曾広域連合の委員をもって充てる。</u></p> <p>5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>7 協議会に監事1名を置き、会長が指名する。</p> <p>8 監事は、協議会の財務を監査する。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、木曾広域連合地域振興課交通政策室 (<u>長野県木曾郡木曾町福島2757-1</u>) 内に置く。</p> <p>3 事務局長は、木曾広域連合<u>事務局長</u>をもって充てる。</p> <p><u>4 事務局次長は、木曾広域連合地域振興課交通政策室長をもって充てる。</u></p> <p><u>5</u> その他、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>附 則 この規約は、令和3年4月30日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p>木曾地域公共交通活性化協議会規約</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(組織及び役員)</p> <p>第3条 協議会は、法第6条第2項各号に掲げる区分に応じ、別表1に定める構成団体の委員及び別表2に定める委員をもって組織する。</p> <p>2 協議会に会長及び副会長各1人を置く。</p> <p>3 会長は、<u>長野県木曾地域振興局長</u>をもって充てる。</p> <p>4 副会長は、<u>地方公共団体(主宰者)の委員が互選する。</u></p> <p>5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>7 協議会に監事1名を置き、会長が指名する。</p> <p>8 監事は、協議会の財務を監査する。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、<u>長野県木曾地域振興局企画振興課(長野県木曾郡木曾町福島2757-1)</u>、木曾広域連合地域振興課交通政策室 (<u>木曾町日義4898-37</u>) 内に置く。</p> <p>3 事務局長は、木曾広域連合<u>地域振興課交通政策室長</u>をもって充てる。</p> <p><u>4</u> その他、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第8条～第10条 (略)</p> <p>附 則 この規約は、令和3年4月30日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。</p>

附 則
この規約は、令和6年4月1日から施行する。
附 則
この規約は、令和7年4月1日から施行する。
附 則
この規約は、令和7年6月23日から施行する。
附 則
この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

区 分	構 成 団 体	委 員
地方公共団体 (主宰者) (法第6条第2項 第1号関係)	上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 王滝村 大桑村	町長または村長
地方公共団体 (その他) (法第6条第2項 第1号関係)	木曾広域連合 長野県企画振興部 長野県木曾保健福祉事務所 長野県立木曾病院	<u>副連合長(県職員)</u> 交通政策課長 副所長 院長
公共交通事業者等 (法第6条第2項 第2号関係)	東海旅客鉄道株式会社 おんたけ交通株式会社 木曾交通株式会社 株式会社南木曾観光タクシー やぶはらタクシー株式会社 おんたけ交通労働組合 公益社団法人長野県バス協会 一般社団法人長野県タクシー協会	東海鉄道事業本 部管理部企画課 長 代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役 組合代表 専務理事 副会長
道路管理者 (法第6条第2項 第2号関係)	国土交通省飯田国道事務所 北陸信越運輸局長野運輸支局 長野県木曾建設事務所	木曾維持出張所長 首席運輸企画専門官 維持管理課長
公安委員会 (法第6条第2項 第3号関係)	木曾警察署	地域・交通課長

別表2
(略)

附 則
この規約は、令和6年4月1日から施行する。
附 則
この規約は、令和7年4月1日から施行する。
附 則
この規約は、令和7年6月23日から施行する。

別表1

区 分	構 成 団 体	委 員
地方公共団体 (主宰者) (法第6条第2項 第1号関係)	上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 王滝村 大桑村	町長または村長
地方公共団体 (その他) (法第6条第2項 第1号関係)	木曾広域連合 長野県企画振興部 <u>長野県木曾地域振興局</u> 長野県木曾保健福祉事務所 長野県立木曾病院	<u>事務局長</u> 交通政策課長 <u>局長</u> 副所長 院長
公共交通事業者等 (法第6条第2項 第2号関係)	東海旅客鉄道株式会社 おんたけ交通株式会社 木曾交通株式会社 株式会社南木曾観光タクシー やぶはらタクシー株式会社 おんたけ交通労働組合 公益社団法人長野県バス協会 一般社団法人長野県タクシー協会	東海鉄道事業本 部管理部企画課 長 代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役 組合代表 専務理事 副会長
道路管理者 (法第6条第2項 第2号関係)	国土交通省飯田国道事務所 北陸信越運輸局長野運輸支局 長野県木曾建設事務所	木曾維持出張所長 首席運輸企画専門官 維持管理課長
公安委員会 (法第6条第2項 第3号関係)	木曾警察署	地域・交通課長

別表2
(略)

